

■議案第73号 四万十町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例について

【要旨】

令和2年4月1日より、本町が運営する特別養護老人ホーム窪川荘と特別養護老人ホーム四万十荘の設置及び管理について定める条例を「四万十町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例」として制定するものです。

【内容】

この条例で定めるものは、次のとおりです。

- 第1条： 目的及び設置についての規定
- 第2条： 特別養護老人ホームの名称、位置及び入所定員についての規定
- 第3条： 施設サービスの利用料についての規定
- 第4条： 利用料の減額、又は免除についての規定
- 第5条： この条例の施行について規則に委任する規定

【施行期日】

令和2年4月1日

【根拠法令等】

老人福祉法（昭和38年法律第133号）抜粋

（施設の設置）

第15条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

2 （略）

3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第16条第2項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4～6 （略）